

■ショートスティ利用料金(1日当たりの個人負担分)

R3.8.1

所得段階 第一段階 (生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者)

単位(円)

介護度	短期生活介護費(イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
介護度 1	614	300	0	(片道) 184/368 (往復)	914	(片道) 1,098/1,282 (往復)
介護度 2	683	300	0	184/368	983	1,167/1,351
介護度 3	755	300	0	184/368	1,055	1,239/1,423
介護度 4	824	300	0	184/368	1,124	1,308/1,492
介護度 5	892	300	0	184/368	1,192	1,376/1,560

所得段階 第二段階 (世帯全員が市町村民税非課税者かつ本人年金収入等80万円以下)

単位(円)

介護度	短期生活介護費(イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
介護度 1	614	600	370	(片道) 184/368 (往復)	1,584	(片道) 1,768/1,952 (往復)
介護度 2	683	600	370	184/368	1,653	1,837/2,021
介護度 3	755	600	370	184/368	1,725	1,909/2,093
介護度 4	824	600	370	184/368	1,794	1,978/2,162
介護度 5	892	600	370	184/368	1,862	2,046/2,230

- ◆ 短期生活介護費の中にサービス提供体制強化加算Ⅱ(18円)が含まれています。
- ◆ 居住費は、多床室を利用した場合です。個室を利用した場合は、別途負担が必要です。
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり8円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ハ)、(ニ)及び(ホ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.17円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、負担割合が2割又は3割となる場合があります。
- ◆ エリア外送迎費は応談

■ショートスティ利用料金(1日当たりの個人負担分)

R3.8.1

所得段階 第三段階 ① (世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下)

単位(円)

介護度	短期生活介護費(イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
介護度 1	614	1,000	370	(片道) 184/368 (往復)	1,984	(片道) 2,168/2,352 (往復)
介護度 2	683	1,000	370	184/368	2,053	2,237/2,421
介護度 3	755	1,000	370	184/368	2,125	2,309/2,493
介護度 4	824	1,000	370	184/368	2,194	2,378/2,562
介護度 5	892	1,000	370	184/368	2,262	2,446/2,630

所得段階 第三段階 ② (世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超)

単位(円)

介護度	短期生活介護費(イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
介護度 1	614	1,300	370	(片道) 184/368 (往復)	2,284	(片道) 2,468/2,652 (往復)
介護度 2	683	1,300	370	184/368	2,353	2,537/2,721
介護度 3	755	1,300	370	184/368	2,425	2,609/2,793
介護度 4	824	1,300	370	184/368	2,494	2,678/2,862
介護度 5	892	1,300	370	184/368	2,562	2,746/2,930

- ◆ 短期生活介護費の中にサービス提供体制強化加算Ⅱ(18円)が含まれています。
- ◆ 居住費は、多床室を利用した場合です。個室を利用した場合は、別途負担が必要です。
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり8円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ハ)、(ニ)及び(ホ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.17円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、負担割合が2割又は3割となる場合があります。
- ◆ エリア外送迎費は応談

■ショートスティ利用料金(1日当たりの個人負担分)

R3.8.1

所得段階 第四段階 (世帯に市町村民税課税者がいる又は本人が市町村民税課税者)

単位(円)

介護度	短期生活介護費(イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
介護度 1	614	1,445	855	(片道) 184/368 (往復)	2,914	(片道) 3,098/3,282 (往復)
介護度 2	683	1,445	855	184/368	2,983	3,167/3,351
介護度 3	755	1,445	855	184/368	3,055	3,239/3,423
介護度 4	824	1,445	855	184/368	3,124	3,308/3,492
介護度 5	892	1,445	855	184/368	3,192	3,376/3,560

- ◆ 短期生活介護費の中にサービス提供体制強化加算Ⅱ(18円)が含まれています。
- ◆ 居住費は、多床室を利用した場合です。個室を利用した場合は、別途負担が必要です。
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり8円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ハ)、(ニ)及び(ホ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.17円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、負担割合が2割又は3割となる場合があります。
- ◆ エリア外送迎費は応談

料 金 表

R3.8.1

■介護予防ショートスティ利用料金(1日の個人負担分)

所得段階第一段階（生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者）

単位(円)

介 護 度	介護予防短期入所生活介護費 (イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
要支援 1	464	300	0	(片道) 184/368 (往復)	764	(片道) 948/1,132 (往復)
要支援 2	573	300	0	184/368	873	1,057/1,241

所得段階第二段階（世帯全員が住民税非課税者かつ本人年金収入等80万円以下）

単位(円)

介 護 度	介護予防短期入所生活介護費 (イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
要支援 1	464	600	370	(片道) 184/368 (往復)	1,434	(片道) 1,618/1,802 (往復)
要支援 2	573	600	370	184/368	1,543	1,727/1,911

- ◆ 介護予防短期入所生活介護費の中にサービス提供体制強化加算(Ⅱ)18円/日が含まれています。
- ◆ 居住費は、多床室を利用した場合です。個室を利用した場合は、別途負担が必要です。
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり8円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.17円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、負担割合が2割又は3割となる場合があります。
- ◆ エリア外送迎費は応談

料 金 表

R3.8.1

■介護予防ショートスティ利用料金(1日の個人負担分)

所得段第三段階① (世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下)

単位(円)

介 護 度	介護予防短期入所生活介護費 (イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
要支援 1	464	1,000	370	(片道) 184/368 (往復)	1,834	(片道) 2,018/2,202 (往復)
要支援 2	573	1,000	370	184/368	1,943	2,127/2,311

所得段第三段階② (世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超)

単位(円)

介 護 度	介護予防短期入所生活介護費 (イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
要支援 1	464	1,300	370	(片道) 184/368 (往復)	2,134	(片道) 2,318/2,502 (往復)
要支援 2	573	1,300	370	184/368	2,243	2,427/2,611

- ◆ 介護予防短期入所生活介護費の中にサービス提供体制強化加算(Ⅱ)18円/日が含まれています。
- ◆ 居住費は、多床室を利用した場合です。個室を利用した場合は、別途負担が必要です。
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり8円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.17円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、2割又は3割となる場合があります。
- ◆ エリア外送迎費は応談

料 金 表

R3.8.1

■介護予防ショートスティ利用料金(1日の個人負担分)

所得段第四段階（世帯に市町村民税課税者がいる又は本人が市町村民税課税者）

単位(円)

介 護 度	介護予防短期入所生活介護費 (イ)	食事代(ロ)	居住費(ハ)	送迎加算(ニ)	合 計(イ+ロ+ハ) (送迎加算なし)	合 計(イ+ロ+ハ+ニ) (送迎加算あり)
要支援 1	464	1,445	855	(片道) 184/368 (往復)	2,764	(片道) 2,948/3,132 (往復)
要支援 2	573	1,445	855	184/368	2,873	3,057/3,241

- ◆ 介護予防短期入所生活介護費の中にサービス提供体制強化加算(Ⅱ)18円/日が含まれています。
- ◆ 居住費は、多床室を利用した場合です。個室を利用した場合は、別途負担が必要です。
- ◆ 医師の発行する食事せんに基づき提供する特別な食事は、療養食加算として、1食当たり8円をご負担していただくこととなります。
- ◆ 上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%が加算されます。詳細は、施設にお問合せください。
- ◆ 清水町は、地域区分が「7級地」であるため、上記の(ロ)及び(ハ)を除く利用料に10.17円を乗じ切捨てた金額が利用料金となります。
- ◆ 合計利用料金は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得者の方は、2割又は3割となる場合があります。
- ◆ エリア外送迎費は応談